(19) 日本国特許庁(JP)

## 再公表特許(A1)

(11) 国際公開番号

## W02009/128131

発行日	平成23年8月4日 (2011.8.4)	(43) 国際公開日	平成21年10月22日 (2009. 10. 22)
-----	----------------------	------------	----------------------------

(51) Int.Cl.			FΙ			テーマコード (参考)
G01T	1/161	(2006.01)	GO 1 T	1/161	А	26088

審查請求 有 予備審查請求 未請求 (全 21 頁)

出願番号 (21) 国際出願番号 (22) 国際出願日	特願2010-508047 (P2010-508047) PCT/JP2008/057284 平成20年4月14日 (2008.4.14)	(71) 出願人	301032942 独立行政法人放射線医学総合研究所 千葉県千葉市稲毛区穴川四丁目9番1号
(81)指定国	AP (BW, GH, GM, KE, LS, MW, MZ, NA, SD,	(74)代理人	100080458
SL, SZ, TZ, UG, ZM, ZW),	EA (AM, AZ, BY, KG, KZ, MD, RU, TJ, TM),		弁理士 高矢 諭
EP (AT, BE, BG, CH, CY, C	Z, DE, DK, EE, ES, FI, FR, GB, GR, HR, HU	(74)代理人	100076129
, IE, IS, IT, LT, LU, LV,	MC, MT, NL, NO, PL, PT, RO, SE, SI, SK, T		弁理士 松山 圭佑
R), OA (BF, BJ, CF, CG, C	CI, CM, GA, GN, GQ, GW, ML, MR, NE, SN, TD	(74)代理人	100089015
, TG), AE, AG, AL, AM, AC	O, AT, AU, AZ, BA, BB, BG, BH, BR, BW, BY,		弁理士 牧野 剛博
BZ, CA, CH, CN, CO, CR, C	CU, CZ, DE, DK, DM, DO, DZ, EC, EE, EG, ES	(72)発明者	山谷泰賀
, F1, GB, GD, GE, GH, GM,	GT, HN, HR, HU, ID, IL, IN, IS, JP, KE, K		千葉県千葉市稲毛区穴川四丁目9番1号
G, KM, KN, KP, KR, KZ, LA	A, LC, LK, LR, LS, LT, LU, LY, MA, MD, ME,		独立行政法人放射線医学総合研究所内
MG, MK, MN, MW, MX, MY, M	Z, NA, NG, NI, NO, NZ, OM, PG, PH, PL, PT	(72)発明者	村山秀雄
, RO, RS, RU, SC, SD, SE,	SG, SK, SL, SM, SV, SY, TJ, TM, TN, TR, T		千葉県千葉市稲毛区穴川四丁目9番1号
T, TZ, UA, UG, US, UZ, VC	C, VN, ZA, ZM, ZW		独立行政法人放射線医学総合研究所内
			最終頁に続く

(54) 【発明の名称】 PET装置及び検出器の配置決定方法

## (57)【要約】

体軸方向に検出器リングが互いに対向するように多層 に配列されたPET装置であり、各々所定数の検出器リ ングからなる所定数の検出器ユニットが互いに隙間を空 けて配列されており、該隙間が各々隙間を形成する二つ の検出器ユニット幅の平均以下である第1のリングセッ トと、所定数の検出器ユニットから構成される第2のリ ングセットが、第1のリングセットの幅と第2のリング セットの幅の平均以下となる隙間を隔てて配列されるこ とで、該隙間を含み、第1のリングセットと第2のリン グセットの全長に渡る体軸方向に連続した視野を画像化 する。



AA STEP 1 ARRANGE D DETECTOR RINGS (UNIT [0]) WITH WIDTH W AT INTERVALS OF aW BB STEP 2 ARRANGE D UNITS [1] AT INTERVALS OF aW[1]

CC STEP N ARRANGE D UNITS [N-1] AT INTERVALS OF aW[N-1]

AKKANGE 2 3.... DD UNIT [1] WIDTH W[1]=(D+(D-1)α)W

EE UNIT [2] WIDTH W[2]=(D+(D-1)a)<sup>2</sup>W

FF UNIT [N] WIDTH W[N]=(D+(D-1)a)<sup>N</sup>W

【特許請求の範囲】

【請求項1】

体軸方向に検出器リングが互いに対向するように多層に配列された PET装置であり、 各々所定数の検出器リングからなる所定数の検出器ユニットが互いに隙間を空けて配列 されており、該隙間が各々隙間を形成する二つの検出器ユニット幅の平均以下である第1 のリングセットと、

(2)

所定数の検出器ユニットから構成される第2のリングセットが、

第1のリングセットの幅と第2のリングセットの幅の平均以下となる隙間を隔てて配列 されることで、

該隙間を含み、第1のリングセットと第2のリングセットの全長に渡る体軸方向に連続 <sup>10</sup> した視野を画像化することを特徴とするPET装置。

【請求項2】

少なくとも前記第1のリングセットと前記第2リングセットを内包する第3のリングセットと、

所定数の検出器ユニットから構成される第4のリングセットが、

第3のリングセットの幅と第4のリングセットの幅の平均以下となる隙間を隔てて配列 されることで、

該隙間を含み、第3のリングセットと第4のリングセットの全長に渡る体軸方向に連続した視野を画像化することを特徴とする請求項1に記載のPET装置。

【請求項3】

少なくとも一つの検出器ユニットがマルチリング型検出器であることを特徴とする請求 項1または請求項2に記載のPET装置。

【請求項4】

同じリングセットを複数含むことを特徴とする請求項1乃至3のいずれかに記載のPE T装置。

【請求項5】

前記リングセットを構成する検出器ユニット数、検出器ユニット幅、及び、検出器ユニット間の隙間の少なくとも一つが異なるリングセットを複数含むことを特徴とする請求項 1 乃至 3 のいずれかに記載の P E T 装置。

【請求項6】

前記リングセットの体軸方向寸法、及び / 又は、リングセット間の間隔が、リングセット、及び / 又は、リングセット間で変えられていることを特徴とする請求項 1 乃至 5 のいずれかに記載の P E T 装置。

【請求項7】

前記検出器ユニット間又はリングセット間の少なくとも一部の隙間に合わせて、ガント リの少なくとも一部が開放されていることを特徴とする請求項1乃至6のいずれかに記載 のPET装置。

【請求項8】

前記検出器ユニット又はリングセットの少なくとも一部が体軸方向に移動する構造を持ち、少なくとも一部の隙間を可変とすることを特徴とする請求項1乃至7のいずれかに記 <sup>40</sup>載のPET装置。

【請求項9】

前記検出器ユニットを構成する検出素子ブロックの体軸方向寸法と、前記検出器ユニットの体軸方向寸法が同じであることを特徴とする請求項1乃至8のいずれかに記載のPE T装置。

【請求項10】

前記検出器ユニット間の間隔と同寸の隙間を空けて配置された所定数の検出素子ブロックが、一体化されていることを特徴とする請求項1乃至9のいずれかに記載のPET装置

【請求項11】

30

複数の検出器ユニットが互いに体軸方向に隙間を隔てて対向するように配列され、該隙間を含む体軸方向に連続した視野を画像化するようにされたPET装置の検出器リングの 配置を決定する様に、

幅Wの検出器又は検出素子ブロックで構成される検出器リングをユニット[0]とし、 D[0]個のユニット[0]を [0]×Wの間隔を空けて配置して、全体に渡り幅W [1]の連続した体軸方向視野を確保した構成全体を、ユニット[1]とするステップと

D [1] 個のユニット [1] を [1] × W [1] の間隔を空けて配置して、全体に渡 り幅W [2] の連続した体軸方向視野を確保した構成全体を、ユニット [2] とするステ ップと、

上記のステップを計N回繰り返して、ユニット[N]を得るステップと、

を含むことを特徴とする検出器の配置決定方法。

- 【発明の詳細な説明】
- 【技術分野】
- [0001]

本発明は、体軸方向に検出器リングが互いに対向するように多層に配列された PET装置であり、各々所定数の検出器リングからなる所定数の検出器ユニットが互いに隙間を空けて配列されており、該隙間を含む体軸方向に連続した視野を画像化するようにされた PET装置及び検出器の配置決定方法に係り、特に、検出器数を増やさずに、隙間と体軸方向視野を拡大することが可能な PET装置、及び、そのための検出器の配置決定方法に関する。

20

30

40

10

【背景技術】

[0002]

癌や脳血管障害、認知症等の早期診断に有効と注目されている陽電子放射断層撮像法( PET)は、極微量の陽電子放出核種で標識した化合物を投与し、体内から放出される消 滅放射線を検出することで、糖代謝等、代謝機能を画像化し、病気の有無や程度を調べる 検査法であり、これを実施するためのPET装置が実用化されている。

【 0 0 0 3 】

PETの原理は次のとおりである。陽電子崩壊によって陽電子放出核種から放出された 陽電子が周囲の電子と対消滅し、それによって生じる一対の511keVの消滅放射線を 、対の放射線検出器で同時計数の原理によって測定する。これにより、核種の存在位置を 、対の検出器同士を結ぶ1本の線分(同時計数線)上に特定することができる。患者の頭 から足の方向に向かう軸を体軸と定義すると、体軸と垂直に交わる平面上の核種の分布は 、その平面上において様々な方向から測定された同時計数線のデータから、2次元画像再 構成によって求められる。

【0004】

よって、初期のPET装置は、視野とする平面上に、視野を囲むように密に検出器をリ ング状に配置したシングルリング型検出器から構成されていた。その後、多数のシングル リング型検出器を体軸方向に密に配置したマルチリング型検出器の登場によって、2次元 の視野が3次元化された。更に1990年代に入ると、検出器リング間においても同時計 数測定を行うことによって、感度を大幅に高めた3DモードのPET装置の開発が盛んに 行われ、現代に至っている。

[0005]

PET装置の感度を高めるためには、図1(a)に例示する如く、検出器をトンネル状に密に配置してマルチリング型検出器10を構成し、立体角を高める必要があるが、長いトンネル状の患者ポートは、検査中の患者6の心理的ストレスを高めると共に、患者への手当ての障害にもなる。これに対して、出願人は、図1(b)に例示する如く、患者6の体軸方向に複数に分割したマルチリング型検出器11、12を離して配置し、物理的に開放された視野領域(開放視野とも称する)を有する開放型PET装置を提案している。開放領域は、図2に示す如く、残存するマルチリング型検出器11、12間の同時計数線か

軸方向視野は3Wとなるが、開放領域の両端で極端な感度の低下が起こる。

ら、画像が再構成される。図において、8はベッドである。

そこで、図3(b)に示す如く、開放領域隙間を W(0< 1)にして、感度をオ ーバーラップさせることにより、開放領域の両端の感度低下を防ぐことができる。この場 合、体軸方向視野は(2+ )Wになる。 を小さくする程、局所的な感度低下が抑制さ れる一方、開放領域隙間及び体軸方向視野は減少する(Taiga Yamaya,Taku Inani Minohara, Eiji Yoshida, Naoko Inadama, Fumihiko Nishiki wa, Shinichi do, Kengo Shibuya, Chih Fung Lam and Hideo Murayama, "Aproposal of an open PET geometry, "Phy. Med. Biol., 53, pp. 757-773, 2008. 参 照)。

(4)

ここで、図3に示す如く、それぞれのマルチリング型検出器11、12の体軸方向寸法 (幅とも称する)をWとすると、開放領域の体軸方向寸法(隙間とも称する)がWを超え ると、画像化できる領域が体軸方向に断続してしまうため、図3(a)に示す如く、体軸 方向に連続した視野を得るための開放領域隙間の最大値はWとなる。その場合、全体の体

[0008]

[0006]

[0007]

出願人が先に提案した開放型PET装置では、開放領域隙間及び体軸方向視野の最大値 は、 そ れ ぞ れ W 及 び 3 W に 制 限 さ れ る た め 、 開 放 領 域 隙 間 や 体 軸 方 向 視 野 を 更 に 拡 大 す る 20 ためには、w自体を拡大する必要があるが、1つのマルチリング型検出器を構成する検出 器数の増加により、装置が高価格化、複雑化してしまうという問題点を有していた。 【発明の開示】

[0009]

本発明は、前記従来の問題点を解決するべくなされたもので、検出器数を増やすことな く、開放領域隙間と体軸方向視野を拡大することを課題とする。

[0010]

本発明においては、同一幅又は異なる幅の検出素子又は検出素子ブロックにより構成さ れる検出器リングを、体軸方向に複数配置して、体軸方向に見て検出器末端同士にわたっ て長い視野を確保する。この構成全体を一体の検出器リング(リングセット又はユニット と称する)と見做して、多重化する。

[0011]

説明上、均等幅Wの検出器リングを、一定間隔 W(0< 1)でD個配置するとし て、 及びDがステップ毎に固定であるとする。図4は、例としてDを3に固定した場合 である。

[0012]

図 4 の ス テ ッ プ 1 に 示 す 如 く 、 幅 W の 検 出 素 子 又 は 検 出 素 子 ブ ロ ッ ク で 構 成 さ れ る 検 出 器リング11をユニット[0]とし、D個のユニット[0]を Wの間隔を空けて配置し た構成全体を、第1レベルのユニット[1]とする。このユニット[1]の幅W[1]は 、(D+(D-1) )Wとなる。

[0013]

次に、図4のステップ2に示す如く、D個のユニット[1]を W[1]の間隔を空け て配置した構成全体を、第2レベルのユニット「2]とする。このユニット「2]の幅W 

[0014]

上記のステップを計N回繰り返して、図4のステップNに示す如く、第Nレベルのユニ ット [N]を得る。即ち、幅 D<sup>N</sup>W分の検出器リングで、体軸方向視野(D+(D-1) )<sup>№</sup> Wをカバーすることができる。

[0015]

ここで、{( D + ( D - 1 ) ) / D }<sup>ℕ</sup>を視野拡大の倍率として定義すると、例えば D=2、 =0.5の場合、N=5なら倍率は約3倍、N=10なら約9倍、N=20な

10

ら約87倍となる。

【 0 0 1 6 】

は、開放領域隙間及び体軸方向視野の拡大効果と、感度むらの低減効果のバランスを 調整するパラメータであり、0 < 1の範囲であれば、ユニット毎またはステップ毎に 値を変えてもよい。 を小さくする程、局所的な感度低下が抑制される一方、開放領域隙 間及び体軸方向視野の拡大効果は減少する。逆に、 を最大値である1に固定すれば、開 放領域隙間及び体軸方向視野は最大化されるが、局所的な感度低下が強調されてしまう。 【0017】

固定( = 0.5の例)として、D=2、3、4及び5の場合において、Nを変化さ せて、使用する検出器リング数D<sup>N</sup>と達成される体軸方向視野(D+(D-1))<sup>N</sup>の 関係を調べた結果を図5に示す。ここでは便宜上W=1としている。これより、D=2が 最も倍率が高いことが分かる。Nの増加に応じて、倍率を無限に高めることができる。 【0018】

なお、W、D及び は、ステップ内及びステップ間で変化させることで、感度分布を調 整することができる。

【0019】

本発明は、上記の技術思想に基づいてなされたもので、体軸方向に検出器リングが互い に対向するように多層に配列されたPET装置であり、各々所定数の検出器リングからな る所定数の検出器ユニットが互いに隙間を空けて配列されており、該隙間が各々隙間を形 成する二つの検出器ユニット幅の平均以下である第1のリングセットと、所定数の検出器 ユニットから構成される第2のリングセットが、第1のリングセットの幅と第2のリング セットの幅の平均以下となる隙間を隔てて配列されることで、該隙間を含み、第1のリン グセットと第2のリングセットの全長に渡る体軸方向に連続した視野を画像化することで 、前記課題を解決したものである。

[0020]

又、少なくとも前記第1のリングセットと前記第2リングセットを内包する第3のリン グセットと、所定数の検出器ユニットから構成される第4のリングセットが、第3のリン グセットの幅と第4のリングセットの幅の平均以下となる隙間を隔てて配列されることで 、該隙間を含み、第3のリングセットと第4のリングセットの全長に渡る体軸方向に連続 した視野を画像化することをで前記課題を解決したものである。

【 0 0 2 1 】

ここで、少なくとも一つの検出器ユニットを、マルチリング型検出器とすることができる。

[0022]

又、同じリングセットを複数含むことができる。

【0023】

又、前記リングセットを構成する検出器ユニット数、検出器ユニット幅、及び、検出器 ユニット間の隙間の少なくとも一つが異なるリングセットを複数含むことができる。

【0024】

又、前記リングセットの体軸方向寸法(幅)、及び/又は、リングセット間の間隔を、 <sup>40</sup> リングセット、及び/又は、リングセット間で変えることができる。 【 0 0 2 5 】

又、前記検出器ユニット間又はリングセットの少なくとも一部の隙間に合わせて、ガン トリの少なくとも一部を開放することができる。

[0026]

又、前記検出器ユニット又はリングセットの少なくとも一部が体軸方向に移動する構造 を持ち、少なくとも一部の隙間を可変とすることができる。 【0027】

又、前記検出器ユニットを構成する検出素子ブロックの体軸方向寸法(幅)と、前記検 出器ユニットの体軸方向寸法(幅)を同じとすることができる。 10

20

【0028】

又、前記検出器ユニット間の間隔と同寸の隙間を空けて配置された所定数の検出素子が、一体化された検出素子ブロックを構成し、リング状に配置した該検出素子ブロックが前 記リングセットを構成するようにすることができる。

(6)

【0029】

本発明は、又、複数の検出器ユニットが互いに体軸方向に隙間を隔てて対向するように 配列され、該隙間を含む体軸方向に連続した視野を画像化するようにされたPET装置の 検出器リングの配置を決定する様に、幅Wの検出器又は検出素子ブロックで構成される検 出器リングをユニット[0]とし、D[0]個のユニット[0]を [0]×Wの間隔を 空けて配置して、全体に渡り幅W[1]の連続した体軸方向視野を確保した構成全体を、 ユニット[1]とするステップと、D[1]個のユニット[1]を [1]×W[1]の 間隔を空けて配置して、全体に渡り幅W[2]の連続した体軸方向視野を確保した構成全 体を、ユニット[2]とするステップと、上記のステップを計N回繰り返して、ユニット [N]を得るステップを含むことを特徴とする検出器の配置決定方法を提供するものであ る。

[0030]

なお本発明に一見類似するものとして、検出器を隙間を空けてまばらに配置することに よって、同時計数線のサンプリングの粗密をまばらにして均一性を高めると共に、視野領 域を広げる技術思想が提案されている(特開平9-211130号公報、特開2001-141827号公報参照)。特に、特開平9-211130号公報においては、受光面幅 Wの検出器を一方向に配列し、端の検出器とその隣の検出器の受光面中心点間距離をLと し、端を除く任意の検出器の隣同士の受光面中心点間距離をL'としたとき、W L 2 WかつL'=2Lとすることが明記されている。L'の最大値は4Wとなるが、これは、 隣り合あう検出器の受光面の端から端までの距離が3Wであることを意味している。 【0031】

しかし、本技術思想は、平面撮像のポジトロンイメージング装置を対象にして考案され たものであり、画像化の原理が根本的に異なる断層撮影装置であるPET装置への適用に ついては一切言及していない。仮に、本技術思想に従って、リング上に検出器をまばらに 配置した場合、画像再構成に必要な同時計数線が欠落してしまうため、画質の低下は避け られない。あるいは、リング上には検出器を密に配置するが、体軸方向にのみ本技術思想 を応用して、個々のシングルリング型検出器をまばらに配置するPET装置とした場合、 体軸方向視野の拡大率は約2倍が上限であるほか、臨床上有益な体軸方向分解能を得るた めにはWを数mm程度にまで小さくする必要があり、これにより得られる隙間の最大値( 3W)は僅かであり有益性はない。

[0032]

開放型 P E T 装置は、開放空間から治療が行なえるため、これまでは不可能であった治療中の P E T 診断を可能にすると期待される。本発明は、検出器総数を変えることなく、 開放領域隙間及び体軸方向視野を拡大することができる。開放領域隙間の最大値が拡がる ということは、同じ開放領域隙間であれば、感度分布をよりオーバーラップさせることが できるので、局所的な感度低下の抑制にも効果がある。又、広い視野とすることにより、 全身を一度に診断できる全身視野の P E T 装置を、価格を比較的抑えて実現できる。全身 視野の P E T 装置は、効率的な新医薬品開発を促進するために、創薬の早期段階において 、超微量の化合物を投与して、人に最適な薬物動態を示す開発候補の化合物を選択する方 法として近年注目されているマイクロドージング試験の推進に不可欠である。

【図面の簡単な説明】

【0033】

【図1】(a)従来の一般的な PET装置、及び、(b)出願人が先に提案した多重化前の開放型 PET装置の構成を示す斜視図及び断面図

【図2】開放型PET装置における画面再構成の原理を示す断面図

【図3】開放型PET装置の開放領域隙間と感度の関係を示す断面図及びグラフ

10

20



【図4】本発明の原理を示す断面図 【図5】同じく検出器リング数と体軸方向視野の関係の例を示す図 【図6】本発明の第1実施形態の検出器配置の決め方を示す断面図 【図7】同じく第2実施形態の検出器配置を示す断面図及び側面図 【図8】多重化前の開放型PET装置で開放領域を最大化した場合のシミュレーション結 果を示す図 【図9】本発明の第3実施形態におけるシミュレーション結果を示す図 【図10】多重化前の開放型PET装置で図9と同じ192mmの開放領域を確保しよう とした場合のシミュレーション結果を示す図 10 【図11】本発明の(a)第4実施形態及び(b)第5実施形態の感度分布を示す図 【図12】同じく(a)第6実施形態及び(b)第7実施形態の感度分布を示す図 【図13】同じく第8実施形態の感度分布を示す図 【図14】感度分布を調査した対象の構成を示す断面図 【図15】(a)多重化前の開放型 P E T 装置(G 0 = 1 5 0 m m)、(b) G 0 = 1 5 0mm、Weva=150mmで最適化した結果、(c)G0=200mm、Weva= 5 0 0 m m で 最 適 化 し た 結 果 を 示 す 図 【図16】本発明の(a)第9実施形態及び(b)第10実施形態の感度分布を示す図 【図17】本発明の(a)第11実施形態及び(b)第12実施形態の構成を示す図 【図18】検出器リングを構成する検出素子ブロックの構成例を示す斜視図 20 【図 1 9 】本発明の( a ) 第 1 3 実施形態、( b ) 第 1 4 実施形態及び( c ) 第 1 5 実施 形態の構成を示す図 【発明を実施するための最良の形態】 [0034]以下、図面を参照して、本発明の実施形態を詳細に説明する。 [0035]検出器リング幅Wは均等、 は固定とした本発明の第1実施形態の、D=2、N=4に おける検出器配置の決め方を図6に示す。 [0036]まずステップ1で、幅Wの検出器リング11をユニット[0]とし、2個のユニット[ 30 0]を W(0< 1)の間隔を空けて配置した構成全体を、第1レベルのユニット[ 1]とする。このユニット[1]の幅W[1]は、(2+ )Wとなる。 [0037] 次に、ステップ2で、2個のユニット[1]を W[1]の間隔を空けて配置した構成 全体を、第2レベルのユニット[2]とする。このユニット[2]の幅W[2]は、(2 + )<sup>2</sup> Wとなる。 [0038]上記のステップを計4回繰り返して、ステップ4で、第4レベルのユニット[4]を得 る。即ち、幅 2 <sup>4</sup> W 分の検出器リングで、体軸方向視野( 2 + ) <sup>4</sup> W をカバーすること ができる。 40 [0039]= 0.5とした本発明の第2実施形態の検出器配置の略図を図7に示す。この 更に、 場合、 合計 の 幅 が 2<sup>4</sup> W の 検 出 器 リン グ か ら 、 2 . 5<sup>4</sup> W の 体 軸 方 向 視 野 が 得 ら れ て い る ため、倍率は(2.5/2) 4 2.4 である。 [0040]次に、市販のPET装置を基にして、直径827mmの円周上に576個の検出素子( シンチレータ)が並んだ検出器リング(幅4.8mm)48本から構成される装置をモデ ル化した計算機シミュレーションを行なった。数値ファントムは、一様な円筒状線源の中 に直径4.0mmのスポットを63個含むものであり、 円筒とスポットのコントラスト比 は1:5とした。 [0041]

図8は、出願人が先に提案した多重化前の開放型PET装置で、開放領域隙間を最大化 した場合( = 1)の結果を示す。具体的には、24本の検出器リングをユニットとして (W=115.2mm)、2つのユニットを115.2mm(24リング分)の隙間を空 けて配置している。体軸方向視野は345.6mmである。表示している断面画像は、視 認性を高める目的で、輪郭抽出処理を施している。図8中の下のグラフは、体軸上の感度 分布を示した結果であり、開放領域両端において、極端な感度低下が見てとれる。 【0042】

(8)

これに対して、図9は、本発明による多重化後の開放型PET装置の第3実施形態として、3本の検出器リングをユニット[0]として(W=14.4mm)、D=2、 =2/3、N=4の条件で開放型PET装置を多重化して検出器を配置した結果である。用いている検出器リング数は、3×D<sup>N</sup>=3×2<sup>4</sup>=48本と、図8の例と一致する。これにより、装置中央に192mm(40リング分)の開放領域が確保され、全体で758.4mmの体軸方向視野を確保している。又、図8の例よりも小さい を採用しているため、図8のような極端な感度低下も無い。

【0043】

図10は、多重化前の開放型PET装置で、図9と同じ192mm(40リング分)の 開放領域を確保しようとした場合のシミュレーション結果であり、開放領域の両端に感度 の無い領域が発生し、正しく画像化できないことが分かる。

【0044】

図11は、D=2以外の例として、3本の検出器リングをユニット[0]として、W= 14.4mm、 =2/3、N=2の条件で検出器を配置した場合の感度分布であり、図 11(a)は、D=3とした第4実施形態の場合、図11(b)は、D=4とした第5実 施形態の場合である。第4実施形態の使用検出器リング総数は27、最大ギャップは43 .2mm(9リング分)、体軸方向全視野は273.6mm(57リング分)であり、第 5実施形態の使用検出器リング総数は48、最大ギャップは57.6mm(12リング分 )、体軸方向全視野は518.4mm(108リング分)である。 【0045】

図12は、異なるDを組合せた例である。図12(a)は、左右で検出器配置を変えた 例として、配置(D=2、 =2/3、N=3)と、配置(D=3、 =2/3、N=2) )を組み合わせた第6実施形態の結果である。左右非対称の検出器配置によって、装置中 央の感度の集中が無くなり、開放領域にて比較的平坦な感度分布が得られている。図12 (b)は、2ステップ目まではD=3として、3ステップ目にD=2とした第7実施形態 の感度分布である。第6実施形態の使用検出器リング総数は51、最大ギャップは192 mm(40リング分)、体軸方向全視野は748.8mm(156リング分)であり、第 7実施形態の使用検出器リング総数は54、最大ギャップは182.4mm(38リング 分)、体軸方向全視野は729.6mm(152リング分)である。

【0046】

図13は、DおよびWは固定として、 すなわちユニット間の隙間(ギャップ)をステップ内およびステップ間で微調整して、装置中央の感度の集中を和らげた第8実施形態である。

【0047】

具体的には、D=2、W=14.4mm(3リング分)、N=4として、1ステップ目 のギャップは9.6mm(2リング分)に固定するが、2ステップ目のギャップは33. 6mm(7リング分)または24mm(5リング分)、3ステップ目のギャップは62. 4mm(13リング分)または81.6mm(17リング分)とした。第8実施形態の使 用検出リング総数は48、最大ギャップは192mm(40リング分)、体軸方向全視野 は758.4mm(158リング分)である。

【0048】

次に、固定条件D=2、N=2において、Wと を変化させた例を示す。具体的には、 図14に示す系において、検出器リング幅Wの合計値を2W=300mmに固定し、指定

10

30

した感度領域隙間G0に対して、W1、W2(0~Wの間)、G1(0~G0の間)を1 mm単位で変化させながら感度分布を計算し(W=W1+W2)、体軸方向の感度分布の ばらつきが最小になるような組合せを調査した。感度分布のばらつきは、指定した評価範 囲Weva内における標準偏差値とした。

(9)

[0049]

図15(a)は、参考として、多重化前の開放型PET装置で開放領域隙間を最大化した結果であり、検出器リング幅Wと同じ150mmの開放領域隙間が得られている。図1 5(b)は、開放領域隙間G0=150mmに対して、同じくWeva=150mmの範囲 で感度分布のばらつきが最小になるように、W1、W2、G1を最適化した結果である。 図15(c)は、用いる検出器リング幅の合計値は変えずに、開放領域隙間をG0=20 0mmにして、Weva=500mmの範囲で感度分布のばらつきが最小になるように、W 1、W2、G1を最適化した結果である。

【 0 0 5 0 】

前記実施形態は、いずれも、リングセットのみが用いられていたが、例えば頭部への感度を高めたい場合には、図16(a)に示す第9実施形態(左側D=1と右側D=2、N = 3の組合せ)の如く、頭部側を分割されていない検出器リングとしたり、図16(b) に示す第10実施形態(左側D=2、N=1と右側D=2、N=3の組合せ)の如く、頭 部側の分割数を体幹部側よりも減らすことも可能である。 【0051】

又、図17(a)に示す第11実施形態(左側D=1と右側D=2、N=1の組合せ) 20 や、図17(b)に示す第12実施形態(左側D=1と右側D=2、N=2の組合せ)の ように、一方(図では右側)のリングセットを1組又は2組とすることもできる。 【0052】

なお、前出図5より、本発明による視野拡大及び開放領域隙間の拡大倍率は、検出器リ ング数が多い程、大きくなることが分かる。即ち、合計の検出素子数が同じであるとすれ ば、ユニット[0]を構成する検出素子数が少ない程、最終的な拡大倍率を高められる。 PET用検出器としては、従来のシンチレーション検出器に加えて、テルル化カドミウム (CdTe)半導体素子等を用いた半導体検出器がある。半導体検出器は、もともと検出 素子が独立しているため、少ない(極限的には1つの)検出素子リングをユニット[0] とすることが容易である。

【0053】

シンチレーション検出器は、図18(a)に例示する如く、シンチレータ30と受光器 (例えば光電子増倍管32)から構成され、受光器としては、従来の光電子増倍管32に 加え、アバランシェ・フォトダイオード(APD)等の半導体受光器も注目されている。 光電子増倍管の場合、図18(a)に示すような検出素子ブロックがユニット[0]を構 成する最小単位になる。この場合、検出素子ブロックの体軸方向寸法が、ユニット[0] の体軸方向寸法となるが、光電子増倍管の小型化には構造的に限度があるため、検出素子 ブロックを小さくすることは難しい。なお、数個、又は、究極的に1つの検出素子リング をユニット[0]として、一つの光電子増倍管上に複数のユニット[0]を隙間をあけて 搭載し、検出素子ブロックをユニット[1]とすることもできるが、光電子増倍管の受光 面の利用効率は良くない。

【0054】

これに対して半導体受光器の場合、基板36上に比較的自由に受光素子34を配置でき るため、図18(b)又は(c)に示すように、数個、又は、究極的に1つの検出素子リ ングをユニット[0]として、ユニット[0]の隙間と受光素子34の基板36上の間隔 を合せるようにして、複数のユニット[0]を一体化した構成も可能である。ユニット[ 0]における検出素子と受光素子の関係は、1対1の接続が理想的であるが、図18(b )又は(c)に示すように、受光素子数を検出素子数よりも減らして、検出器の構成を簡 略化することもできる。図18(b)及び(c)の場合、検出素子ブロック14はユニッ ト[1]に相当する。 10

【0055】

なお、本発明は、開放型PET装置に限らず、従来の非開放型のPET装置においても、装置コストを抑えながら体軸方向視野を拡大できる点で有益である。図19(a)に示す第13実施形態は、一体化された長いトンネル状のガントリ50内に検出器が配置された非開放型のPET装置の構成である。図19(b)に示す第14実施形態は、最大の隙間に合わせてガントリ50が分断され、物理的に開放された視野領域を有する開放型PE T装置の構成を示す。更に、図19(c)に示す第15実施形態は、最大の隙間と2番目 に大きい隙間の計3つの隙間に合わせてガントリ50を分断し、3つの開放視野を具備し た開放型PET装置の構成である。

【0056】

ここで、ガントリ50は床面に固定されていてもよいが、少なくとも一部の検出器ユニットやリングセットに体軸方向に移動する構造を持たせ、0< 1の範囲で隙間を可変とすることで、臨床的な用途に応じて開放領域隙間を変えたり、検査対象に応じて感度分布を微調整したりすることが可能となる。図19(b)及び図19(c)に示す形態では、ガントリ下面の車輪52を床面のレール54上に設置して、ガントリの一部もしくは全体を体軸方向に移動させることで、開放領域隙間を可変としている。

【0057】

なお、前記実施形態において、いずれも、検出器リングの体軸方向に垂直な断面が円形 とされていたが、検出器リングの断面形状はこれに限定されず、楕円形や矩形であっても 良い。

【0058】

又、検査対象は人間に限定されず、動物を検査することも可能である。

【産業上の利用の可能性】

【0059】

体軸方向に検出器リングが互いに対向するように多層に配列された PET装置であり、 各々所定数の検出器リングからなる所定数の検出器ユニットが互いに隙間を空けて配列さ れており、該開放領域を含む体軸方向に連続した視野を画像化するようにされた開放型 P ET装置で、検出器数を増やさずに、開放領域隙間と体軸方向視野を拡大することができ る。





【図3】





【図4】









【図7】





















【図12】







D=2, N=3













q

【図18】



【図19】

<u></u>

Ð

ø

(a)



	INTERNATIONAL SEARCH REPORT		International appl	ication No.	
			PCT/JP2	2008/057284	
A. CLASSIFICATION OF SUBJECT MATTER G01T1/161(2006.01)i					
According to Inte	ernational Patent Classification (IPC) or to both nationa	al classification and II	2C		
B. FIELDS SE	ARCHED				
Minimum documentation searched (classification system followed by classification symbols) G01T1/00-7/12					
Documentation searched other than minimum documentation to the extent that such documents are included in the fields searchedJitsuyo Shinan Koho1922-1996Kokai Jitsuyo Shinan Koho1971-2008Toroku Jitsuyo Shinan Koho1994-2008					
Electronic data base consulted during the international search (name of data base and, where practicable, search terms used) JSTPlus (JDreamII)					
C. DOCUMEN	ITS CONSIDERED TO BE RELEVANT				
Category*	Citation of document, with indication, where ap	propriate, of the relev	ant passages	Relevant to claim No.	
X A	JP 9-211130 A (Shizuoka-Ken) 15 August, 1997 (15.08.97), Par. Nos. [0057] to [0100] (Family: none)	· 7		1-6,8-10 7,11	
A	Taiga YAMAYA et al., "Open Pi Imaging Simulation", IEICE To 18 January, 2008 (18.01.08), pages 383 to 387	ET Sochi no echnical Rep Vol.107, No	ort, .461,	1-11	
Further do	cuments are listed in the continuation of Box C.	See patent fa	mily annex.		
<ul> <li>Special categ</li> <li>"A" document de be of particu.</li> <li>"E" earlier applic date</li> <li>"L" document w cited to esta special reaso</li> <li>"O" document rei "P" document rei priority date</li> <li>Date of the actua 11 June</li> </ul>	pories of cited documents: fining the general state of the art which is not considered to lar relevance ation or patent but published on or after the international filing thich may throw doubts on priority claim(s) or which is blish the publication date of another citation or other n (as specified) ferring to an oral disclosure, use, exhibition or other means blished prior to the international filing date but later than the claimed al completion of the international search e, 2008 (11.06.08)	<ul> <li>"T" later document p date and not in cc the principle or tf</li> <li>"X" document of part considered nove step when the do</li> <li>"Y" document of part considered to in combined with or being obvious to</li> <li>"&amp;" document member</li> <li>"&amp;" document member</li> </ul>	t published after the international filing date or priority a conflict with the application but cited to understand in theory underlying the invention articular relevance; the claimed invention cannot be ovel or cannot be considered to involve an inventive document is taken alone particular relevance; the claimed invention cannot be involve an inventive step when the document is h one or more other such documents, such combination is to a person skilled in the art mber of the same patent family of the international search report (e, 2008 (24.06.08)		
Name and mailir	ng address of the ISA/	Authorized officer			
Japanes	se Patent Office				
Facsimile No.	0 / 1 1 0 /A 100075	Telephone No.			

Form PCT/ISA/210 (second sheet) (April 2007)

PCT/JP2008/057284         Box No. II       Observations where certain claims were found unsearchable (Continuation of item 2 of first sheet)         This international search report has not been established in respect of certain claims under Article 17(2)(a) for the following reasons:         1       Claims Nos.:         because they relate to subject matter not required to be searched by this Authority, namely:         2.       Claims Nos.:         because they relate to parts of the international application that do not comply with the prescribed requirements to such an extent that no meaningful international search can be carried out, specifically:         3.       Claims Nos.:         because they are dependent claims and are not drafted in accordance with the second and third sentences of Rule 6.4(a).         Box No. III       Observations where unity of invention is lacking (Continuation of item 3 of first sheet)         This International Searching Authority found multiple inventions in this international application, as follows:         See extra sheet.	INTE	RNATIONAL SEARCH REPORT	International application No.		
Box No. II       Observations where certain claims were found unsearchable (Continuation of item 2 of first sheet)         This international search report has not been established in respect of certain claims under Article 17(2)(a) for the following reasons:         1.       Claims Nos.:         because they relate to subject matter not required to be searched by this Authority, namely:         2.       Claims Nos.:         because they relate to parts of the international application that do not comply with the prescribed requirements to such an extent that no meaningful international search can be carried out, specifically.         3.       Claims Nos.:         because they are dependent claims and are not drafted in accordance with the second and third sentences of Rule 6.4(a).         Box No. III       Observations where unity of invention is lacking (Continuation of item 3 of first sheet)         This International Searching Authority found multiple inventions in this international application, as follows:         See extra sheet.			PCT/JP2008/057284		
This international search report has not been established in respect of certain claims under Article 17(2)(a) for the following reasons:          1       Claims Nos.:         because they relate to subject matter not required to be searched by this Authority, namely:         2.       Claims Nos.:         because they relate to parts of the international application that do not comply with the prescribed requirements to such an extent that no meaningful international search can be carried out, specifically:         3.       Claims Nos.:         because they are dependent claims and are not drafted in accordance with the second and third sentences of Rule 6.4(a).         Box No. III       Observations where unity of invention is lacking (Continuation of item 3 of first sheet)         This International Searching Authority found multiple inventions in this international application, as follows:         See       extra sheet.	Box No. II Observations where certain claims were found unsearchable (Continuation of item 2 of first sheet)				
<ul> <li>Claims Nos.: because they relate to parts of the international application that do not comply with the prescribed requirements to such an extent that no meaningful international search can be carried out, specifically:</li> <li>Claims Nos.: because they are dependent claims and are not drafted in accordance with the second and third sentences of Rule 6.4(a).</li> <li>Box No. III Observations where unity of invention is lacking (Continuation of item 3 of first sheet)</li> <li>This International Searching Authority found multiple inventions in this international application, as follows: See extra sheet.</li> </ul>	This international search report has not been established in respect of certain claims under Article 17(2)(a) for the following reasons:          1.       Claims Nos.:         because they relate to subject matter not required to be searched by this Authority, namely:				
<ul> <li>3. Claims Nos.: because they are dependent claims and are not drafted in accordance with the second and third sentences of Rule 6.4(a).</li> <li>Box No. III Observations where unity of invention is lacking (Continuation of item 3 of first sheet)</li> <li>This International Searching Authority found multiple inventions in this international application, as follows: See extra sheet.</li> </ul>	2. Claims Nos.: because they relate extent that no me	e to parts of the international application that do not comply with t aningful international search can be carried out, specifically:	the prescribed requirements to such an		
Box No. III       Observations where unity of invention is lacking (Continuation of item 3 of first sheet)         This International Searching Authority found multiple inventions in this international application, as follows:         See extra sheet.	3. Claims Nos.: because they are	dependent claims and are not drafted in accordance with the	second and third sentences of Rule 6.4(a).		
This International Searching Authority found multiple inventions in this international application, as follows: See extra sheet.	Box No. III Observat	tions where unity of invention is lacking (Continuation of	f item 3 of first sheet)		
	See extra sh	.eet.			
<ol> <li>As all required additional search fees were timely paid by the applicant, this international search report covers all searchable claims.</li> </ol>					
2. X As all searchable claims could be searched without effort justifying additional fees, this Authority did not invite payment of additional fees.	2. X As all searchable c	laims could be searched without effort justifying additional fees,	this Authority did not invite payment of		
<ul> <li>As only some of the required additional search fees were timely paid by the applicant, this international search report covers only those claims for which fees were paid, specifically claims Nos.:</li> </ul>	3. As only some of the only those claims	e required additional search fees were timely paid by the applican for which fees were paid, specifically claims Nos.:	nt, this international search report covers		
4. No required additional search fees were timely paid by the applicant. Consequently, this international search report is restricted to the invention first mentioned in the claims; it is covered by claims Nos.:					
<b>Remark on Protest</b> The additional search fees were accompanied by the applicant's protest and, where applicable,	Remark on Protest	The additional search fees were accompanied by the	applicant's protest and, where applicable,		
the       payment of a protest fee.         Image: The additional search fees were accompanied by the applicant's protest but the applicable prote         fee was not paid within the time limit specified in the invitation.         Image: No protest accompanied the payment of additional search fees	the	payment of a protest fee. The additional search fees were accompanied by the fee was not paid within the time limit specified in the limi	applicant's protest but the applicable protest ne invitation.		

Form PCT/ISA/210 (continuation of first sheet (2)) (April 2007)

INTERNATIONAL SEARCH REPORT	International application No.
	PCT/JP2008/057284
Continuation of Box No.III of continuation	of first sheet(2)

The inventions of claims 1-11 have a common technical feature that "a first ring set in which a predetermined number of detector units each including a predetermined number of detector rings are arranged with a space therebetween, the space being equal to or less than the average of widths of two detector units which form the space therebetween and a second ring set which includes the predetermined number of detector units are arranged with a space equal to or less than the average of the width of the first ring set and the width of the second ring set therebetween".

However, this technical feature cannot be a special technical feature since it is disclosed in document cited in the international search report and makes no contribution over the prior art. There is no other same or corresponding special technical feature.

Therefore, there is no technical relationship among these inventions involving one or more of the same or corresponding special technical features, and therefore these inventions are not considered to be so linked as to form a single general inventive concept.

Form PCT/ISA/210 (extra sheet) (April 2007)

(17)

	国際調査報告	国際出願番号 PCT/JP200	8/057284		
A. 発明の属する分野の分類(国際特許分類(IPC)) Int.Cl. G01T1/161(2006,01)i					
B. 調査を行	うった分野				
調査を行った最小限資料(国際特許分類(IPC)) Int.Cl. G01T1/00-7/12					
最小限資料以外の資料で調査を行った分野に含まれるもの 日本国実用新案公報 1922-1996年 日本国公開実用新案公報 1971-2008年 日本国実用新案登録公報 1996-2008年 日本国登録実用新案公報 1994-2008年					
国際調査で使用した電子データベース(データベースの名称、調査に使用した用語) JSTPlus(JDreamII)					
C. 関連する	と認められる文献				
引用文献の カテゴリー <b>*</b>	引用文献名 及び一部の箇所が関連する	ときは、その関連する箇所の表示	関連する 請求の範囲の番号		
X JP 9-211130 A (静岡県) 1997.08.15,段落【0057】~【0100】 (フ ァミリーなし)			1-6, 8-10		
А	7,				
A 山谷泰賀,外6名,オープンPET装置のイメージングシミュレーシ 1-11 ョン,電子情報通信学会技術研究報告,2008.01.18, Vol.107, No.461, p.383-387			1-11		
□ C欄の続きにも文献が列挙されている。 □ パテントファミリーに関する別紙を参照。					
* 引用文献 (A」特に関連 もの 「E」国際総権 以後先権しく る文献 「O」ロ顕際出 原 「P」国際出 編	Dカテゴリー のある文献ではなく、一般的技術水準を示す 目前の出願または特許であるが、国際出願日 なきれたもの 張に疑義を提起する文献又は他の文献の発行 くは他の特別な理由を確立するために引用す (理由を付す) こる開示、使用、展示等に言及する文献 目前で、かつ優先権の主張の基礎となる出願	の日の後に公表された文献 「T」国際出願日又は優先日後に公表された文献であって 出願と矛盾するものではなく、発明の原理又は理論 の理解のために引用するもの 「X」特に関連のある文献であって、当該文献のみで発明 の新規性又は進歩性がないと考えられるもの 「Y」特に関連のある文献であって、当該文献と他の1以 上の文献との、当業者にとって自明である組合せに よって進歩性がないと考えられるもの 「&」同一パテントファミリー文献			
国際調査を完了した日     国際調査報告の発送日       11.06.2008     24.06.2008					
国際調査機関の 日本国	D名称及びあて先 回特許庁(ISA/IP)	特許庁審査官(権限のある職員)	2Q 3614		
■本国	■160077777777777777777777777777777777777	郡山 順 電話番号 03-3581-1101 p	内線 3292		

様式PCT/ISA/210(第2ページ)(2007年4月)

国際調査報告	国際出願番号 PCT/JP2008/057284		
第Ⅱ欄 請求の範囲の一部の調査ができないときの意見(第1ページの2の続き)			
法第8条第3項(PCT17条(2)(a))の規定により、この国際調査	を報告は次の理由により請求の範囲の一部について作		
成しなかった。 1. 前求の範囲 は、この国際調査機関が つまり、	が調査をすることを要しない対象に係るものである。		
2. ĨĨ 請求の範囲 は、有意義な国際調査を ない国際出願の部分に係るものである。つまり、	をすることができる程度まで所定の要件を満たしてい		
<ol> <li>3. ☐ 請求の範囲 は、従属請求の範囲であ 従って記載されていない。</li> </ol>	あってPCT規則6.4(a)の第2文及び第3文の規定に		
第Ⅲ欄 発明の単一性が欠如しているときの意見(第1ページの3	の続き)		
次に述べるようにこの国際出願に二以上の発明があるとこの国際 特別ページを参照。	調査機関は認めた。		
1. 🛄 出願人が必要な追加調査手数料をすべて期間内に納付した の範囲について作成した。	こので、この国際調査報告は、すべての調査可能な請求		
2. 2. 道加調査手数料を要求するまでもなく、すべての調査可能 加調査手数料の納付を求めなかった。	自な請求の範囲について調査することができたので、追		
3. Ⅲ 出願人が必要な追加調査手数料を一部のみしか期間内に納付のあった次の請求の範囲のみについて作成した。	<b>h付しなかったので、この国際調査報告は、手数料の納</b>		
4. □ 出願人が必要な追加調査手数料を期間内に納付しなかった されている発明に係る次の請求の範囲について作成した。	とので、この国際調査報告は、請求の範囲の最初に記載		
<ul> <li>追加調査手数料の異議の申立てに関する注意</li> <li>追加調査手数料及び、該当する場合には、異議申立手数料の納付と共に、出願人から異議申立てがあった。</li> <li>追加調査手数料の納付と共に出願人から異議申立てがあったが、異議申立手数料が納付命令書に示した期間内に支払われなかった。</li> <li>追加調査手数料の納付はあったが、異議申立てはなかった。</li> </ul>			

様式PCT/ISA/210(第1ページの続葉(2))(2007年4月)

国際調査報告	国際出願番号 PCT/JP2008/057284
請求の範囲1-11に係る発明は、「各々所定数 ニットが互いに隙間を空けて配列されており、該隙 ット幅の平均以下である第1のリングセットと、所 のリングセットが、第1のリングセットの幅と第2 を隔てて配列される」という共通の技術的特徴を有 しかしながら、当該技術的特徴は、国際調査報告 であり、先行技術に対する貢献をもたらすものでは えない。また、ほかに同一の又は対応する特別なも したがって、これらの発明は、一又は二以上の同 術的な関係にないから、単一の一般的発明概念を形 れない。	(の検出器リングからなる所定数の検出器ユ 間が各々隙間を形成する二つの検出器ユニ 定数の検出器ユニットから構成される第2 のリングセットの幅の平均以下となる隙間 有しているものである。 にて提示された文献に開示されているもの ないから、特別な技術的特徴であるとはい 支術的特徴が存在しない。 1-又は対応する特別な技術的特徴を含む技 気成するように連関しているものとは認めら

フロントページの続き

Fターム(参考) 2G088 EE02 FF07 GG18 GG21 JJ02 JJ07 JJ09 JJ35 KK15 KK29 KK33 KK35

(注)この公表は、国際事務局(WIPO)により国際公開された公報を基に作成したものである。なおこの公表に 係る日本語特許出願(日本語実用新案登録出願)の国際公開の効果は、特許法第184条の10第1項(実用新案法 第48条の13第2項)により生ずるものであり、本掲載とは関係ありません。

(21)